

国内で発見された行方不明者に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成二十九年二月二日

有田芳生

参議院議長 伊達忠一殿

○

○

国内で発見された行方不明者に関する質問主意書

北朝鮮による拉致の可能性を排除できない行方不明者（以下「行方不明者」とする）として全国の警察が捜査・調査している者のうち、これまでに国内で発見された行方不明者に関して質問いたします。

一 平成二十九年二月一日現在で、行方不明者として全国の警察が捜査・調査している者は何人ですか。総数及び男女別の人数についてお答えください。

二 警察庁は、平成二十四年十一月一日現在の行方不明者として全国の警察が捜査・調査している者は八百六十八人であったことを明らかにしています。前記一の平成二十九年二月一日現在の総数を平成二十四年当時と比較して増減がある場合、その人数及び理由をお示し下さい。

三 平成二十八年六月十六日、福井県警と敦賀署は、それまで行方不明者として捜査していた宮内和也氏を保護したと発表しました。宮内和也氏は、平成九年四月二十四日、現・若狭町で行方不明となっていますが、行方不明から保護に至るまでの経緯についてご説明下さい。

四 政府は、平成二十五年一月二十五日拉致問題対策本部決定の「拉致問題の解決に向けた方針と具体的施策」（以下「方針」とする）において、「拉致被害者としての認定の有無にかかわらず、全ての拉致被害

者の安全確保及び即時帰国のために全力を尽くす」としています。

これまでに国内で発見された行方不明者の存在は、政府の方針に影響を及ぼしていますか。

五 政府は、国内で行方不明者が発見された場合、これを北朝鮮当局に通報していますか。

右質問する。